

千葉県条例第 号

千葉県議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
千葉県議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年千葉県条例第  
24号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の千葉県議  
会政務活動費の交付に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用  
する。

~~~~~

議 案 説 明

政務活動費の会派に対する年度交付分について、各会派が会派交付  
として選択した額を変更することができるようにするため、条例の一  
部を改正しようとするものであります。